

## IFRIC Update 2021 年 2 月

IFRIC Update は、IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議で至った決定の要約である。

委員会は、2021 年 2 月 2 日に会合し、下記の項目について議論した。

### 現在のアジェンダにある項目

- 単一資産企業における資産のセール・アンド・リースバック（IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IFRS 第 16 号「リース」） — アジェンダ・ペーパー2

### 委員会の暫定的なアジェンダ決定

- 棚卸資産の販売に要するコスト（IAS 第 2 号「棚卸資産」） — アジェンダ・ペーパー3
- 企業がもはや継続企業ではない場合の財務諸表の作成（IAS 第 10 号「後発事象」） — アジェンダ・ペーパー4

### その他の事項

- 仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー5

## 現在のアジェンダにある項目

### **単一資産企業における資産のセール・アンド・リースバック（IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IFRS 第 16 号「リース」） — アジェンダ・ペーパー2**

委員会は、不動産資産のみを保有する子会社に対する資本持分を企業が売却し、当該不動産資産をリースバックする取引に対しての、IFRS 第 16 号のセール・アンド・リースバックの要求事項の適用可能性について議論した暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討した。委員会は、審議会がこの取引及び類似の取引を扱うための狭い範囲の基準設定に取り組むことを提案した。

#### **今後のステップ**

審議会は委員会の提案について今後のボード会議で議論する。

## 委員会の暫定的なアジェンダ決定

### 関連情報

今後の IFRS 解釈指針委員会の会議日程：

2021 年 3 月 16 日–17 日

[解釈指針委員会の未確定項目](#)

委員会は、以下の事項について議論を行い、作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを暫定的に決定した。委員会は、これらの暫定決定（基準設定プロジェクトを追加しない理由を含む）を今後の会議で再検討する予定である。委員会は暫定的なアジェンダ決定に対するコメントを求めている。関心のある関係者は、コメントを 2021 年 4 月 14 日までに open for comment ページで提出することができる。すべてのコメントは公開の記録に記載されウェブサイトに掲載される。ただし、回答者が機密とすることを要請し我々がその要請を認めた場合は除く。そうした要請は、十分な理由（例えば、商業上の機密）の裏付けがない限り、通常は認めない。委員会は、2021 年 4 月 14 日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。受け取ったコメントを分析したアジェンダ・ペーパーには、その日までに受け取ったコメントのみの分析が記載される。

### 棚卸資産の販売に要するコスト（IAS 第 2 号「棚卸資産」） — アジェンダ・ペーパー 3

委員会は、棚卸資産の正味実現可能価額を決定する際に企業が「販売に要するコストの見積額」として含めるコストに関する要望を受けた。特に、要望書は、企業は販売に要するすべてのコストを含めるのか、販売に対して増分的なコストのみを含めるのかを質問していた。

IAS 第 2 号の第 6 項は、正味実現可能価額を「通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額及び販売に要するコストの見積額を控除した額」と定義している。IAS 第 2 号の第 28 項から第 33 項は、企業が棚卸資産の正味実現可能価額をどのようにして見積るのかに関する追加的な要求事項を含んでいる。それらの各項目は、どの具体的なコストが棚卸資産の「販売に要する」のかを識別していない。しかし、IAS 第 2 号の第 28 項は、棚卸資産を正味実現可能価額まで評価減する目的を記述している。その目的は、棚卸資産を「その販売又は利用によって実現すると見込まれる額を超えて」計上することを避けることである。

委員会は、棚卸資産の正味実現可能価額を決定する際に、IAS 第 2 号は販売に要するコストを見積ることを企業に要求していることに着目した。この要求は、企業がそうしたコストを増分的なものに限定して、それにより、棚卸資産を販売するために負担しなければならないが特定の販売に対して増分的なものではないコストを潜在的に除外することを認めていない。増分的なコストのみを含めることは、IAS 第 2 号の第 28 項に示された目的を達成できない可能性がある。

委員会は、棚卸資産の正味実現可能価額を決定する際に、企業は事業の通常の過程で販売を行うために必要なコストを見積ると結論を下した。企業は、どのコストが販売を行うために必要なのかを決定するために、具体的な事実及び状況（棚卸資産の性質を含む）を考慮して、判断を使用する。

委員会は、IFRS 基準における諸原則及び要求事項が、棚卸資産の正味実現可能価額を決定するにあたり、販売に要するコストの見積額が増分的なコストに限定されるのかどうかを企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は、作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを [決定した]。

### 企業がもはや継続企業ではない場合の財務諸表の作成（IAS 第 10 号「後発事象」） — アジェンダ・ペーパー 4

委員会は、もはや継続企業（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 25 項で記述している）ではない企業が適用する会計処理に関する要望を受けた。要望書は、そのような企業について次のことを質問していた。

- a. 過去の期間においては継続企業であり、それらの期間に係る財務諸表を過去に作成していない場合に、その過去の期間についての財務諸表を継続企業の前提により作成できるかどうか（質問 I）。

- b. 比較対象期間に係る財務諸表を過去に継続企業の前提により発行したことがある場合に、当期の財務諸表を作成するにあたり使用した会計処理の基礎を反映するように比較情報を修正再表示するかどうか（質問II）。

#### 質問 I

IAS 第 1 号の第 25 項は、「経営者に当該企業の清算若しくは営業停止の意図がある場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて」財務諸表を継続企業の前提により作成することを企業に要求している。IAS 第 10 号の第 14 項は、「ある企業の経営者が、報告期間後において、当該企業の清算若しくは営業の停止をする方針を決定するか、又はそうする以外に現実的に代替案がないと判断した場合には、当該企業は、継続企業の前提により財務諸表を作成してはならない。」と述べている。

IAS 第 1 号の第 25 項及び IAS 第 10 号の第 14 項を適用すると、もはや継続企業ではない企業は、財務諸表（まだ発行が承認されていない過去の期間に係る財務諸表を含む）を継続企業の前提により作成することはできない。

したがって、委員会は、IFRS 基準における諸原則及び要求事項が、もはや継続企業ではない企業が自らの財務諸表を継続企業の前提により作成するのかどうかを決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。

#### 質問 II

リサーチに基づいて、委員会は質問 II に関して IFRS 基準の適用に不統一を観察しなかった。すなわち、企業は、財務諸表を継続企業の前提ではない基礎で最初に作成する当期において使用する作成基礎を反映するように、比較情報を修正再表示することはしていない。したがって、委員会は、この事項が広がりのある影響を有しているという証拠を [まだ] 得ていない。

上記の理由で、委員会はこれらの事項に関する基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを [決定した]。

### その他の事項

#### 委員会の仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー5

委員会は、2021年2月の会議で議論しなかった未解決事項の現状についてのアップデートを受けた。

Disclaimer: The content of this *Update* does not represent the views of the International Accounting Standards Board or the IFRS® Foundation and is not an official endorsement of any of the information provided. The information published in this *Update* originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge.

免責事項：本アップデートの内容は、IASB 及び IFRS 財団の見解を表わすものではなく、提供されるいかなる情報も公式に承認されたものではない。本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。

Copyright © IFRIC *Update* is published after every IFRS Interpretations Committee meeting by the IFRS Foundation.

コピーライト © IFRIC *Update* は各 IFRS 解釈指針委員会会議の後に IFRS 財団により公表されるものである。

ISSN 1477-206X